

県有林及び県行造林管理人取扱要領

昭和60年3月28日制定
平成14年4月1日改正
平成18年3月23日改正
平成20年4月1日改正
平成23年7月1日改正
令和2年3月27日改正
令和4年2月14日改正

第1 趣旨

この要領は、各地域機関において新潟県県有林及び県行造林（以下「県有林等」という。）の管理業務に従事する管理人（以下「管理人」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 依頼期間

管理人の依頼期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第3 依頼

管理人は、次の各号の要件を満たす者（法人含む）のうちから地域振興局農林（水産）振興部長又は津川地区振興事務所長（以下「農林（水産）振興部長等」という。）が様式第1号により、推薦し、林政課長が様式第2号により依頼する。

- (1) 地域住民の信用に厚く、責任感があること。
- (2) 森林の保護管理に知識と経験を有し、森林の管理業務に熱意を有すること。
- (3) 担当団地の事情に精通していること。
- (4) 管理人としての業務を遂行できると認められること。

第4 業務

1 管理人は、様式第3号による農林（水産）振興部長等の指示に基づき、次の業務を行うとともに、実施の都度、実施結果を農林（水産）振興部長等に報告するものとする。

- (1) 盗伐、誤伐及び侵墾等の防止に関すること
- (2) 火災の予防及び早期発見に関すること
- (3) 境界標柱その他標識の維持管理に関すること
- (4) 立木竹その他売払林産物の伐採及び採取並びに搬出状況の把握に関すること
- (5) 貸付及び使用許可地の使用状況の把握に関すること
- (6) その他県有林等の管理に関すること

- 2 火災その他不慮の災害の発生等、緊急を要すると認められるときは、直ちに農林（水産）振興部長等に通報し、対応について指示を受けること。
- 3 担当団地に保護組合がある場合、管理人は、その組合に対する指導・助言に務めること。
- 4 管理人は、その住所、氏名に変更があったときは速やかに農林（水産）振興部長等に報告すること。
- 5 管理人は、業務遂行に必要な知識と技術を習得するため県が研修会を開催する場合には、これに出席しなければならない。
- 6 管理人は、農林（水産）振興部長等の招集する定期又は臨時の会議に出席しなければならない。

第5 謝礼金

業務の実績に応じて、別に定める謝礼金を支給する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は林政課長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

林政課長 様

地域振興局農林（水産）振興部長
津川地区振興事務所長

年度県有林（県行造林）管理人の推薦について

県有林及び県行造林管理人取扱要領第 3 の規定に基づき、下記のとおり推薦します。

記

住所	氏名（代表者）	生年月日	経験年数	担当団地

※ 経験年数は前年度までの年数を記入のこと。

※ 法人の場合、生年月日の記入は不要。

添付書類 別紙 被推薦者承諾書

別紙 被推薦者承諾書

年 月 日

地域振興局農林（水産）振興部長 様
津川地区振興事務所長 様

住所
氏名
生年月日

承諾書

下記のとおり、県有林（県行造林）の管理人となることを承諾します。

記

期間

団地名

※ 法人の場合、生年月日の記入は不要。

様式第2号

県有林（県行造林）管理人依頼書

住所

氏名

様

県有林及び県行造林管理人取扱要領第3の規定に基づき、下記のとおり県有林（県行造林）管理人を依頼しますので、地域振興局農林（水産）振興部長（津川地区振興事務所長）の指示に基づき業務を実施してください。

なお、業務の実績に応じて、1時間当たり 円の謝礼金を支給します。

期間

担当団地

新潟県農林水産部林政課長

様式第3号

第 号
年 月 日

県有林（県行造林）管理人
様

地域振興局農林（水産）振興部長
津川地区振興事務所長

県有林（県行造林）管理業務の実施について

標記について、下記のとおり指示します。
業務実施後は、速やかに別紙報告様式により実施結果を報告してください。

記

（具体的業務内容を記載）

別紙 報告様式

年 月 日

地域振興局農林（水産）振興部長 様
津川地区振興事務所長 様

住所
氏名

県有林（県行造林）管理業務報告書

年 月 日付け第 号で指示のあった業務について、下記のとおり実施結果を報告します。

記

実施年月日 年 月 日 時 分～ 時 分（業務時間 時間）

団地名

実施内容

添付資料